

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市上下水道事業契約規程(昭和 47 年水道局規程第 2 号)により準用する高知市契約規則(昭和 40 年規則第 4 号) 第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 12 月 18 日

高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 瀬戸水再生センター水処理施設(4 池目)機械設備工事 (R 7-1)
- (2) 工事場所 高知市 瀬戸一丁目 2 番 105 号
- (3) 工事概要 水処理施設(4 池目)機械設備工事
(反応タンク、最終沈殿池)

ア	エアレーションタンク散気装置 低圧損型メンブレン式(旋回流式)	1 池
イ	No. 7、No. 8 終沈流入ゲート 鋳鉄製ゲート 角形 幅 250mm×高 250mm	2 門
ウ	No. 4 終沈汚泥かき寄せ機 チェーンフライト式 2 水路 1 駆動	1 台
エ	No. 7、No. 8 終沈スカムスキマ 電動式パイプスキマ Φ300mm×L 2900mm	2 台
オ	No. 7、No. 8 終沈汚泥引抜弁 偏心構造弁 空気作動式 Φ150mm	2 台
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 28 日まで
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 調査基準価格 有(事後公表)
【計算式】機器費の 90.7%+直接工事費の 97%+共通仮設費の 90%
+ (現場管理費+据付間接費+設計技術費) の 90%+一般管理費
等の 68%
- (7) 失格基準価格 設定有

2 本工事は施工体制確認型総合評価落札方式(企業評価型)を適用した工事である。

3 本工事は低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項
別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

業種	機械器具設置工事
入札参加形態	単体
地域要件	ア 高知市内に主たる営業所(本社)を有する者 イ 高知市外に主たる営業所(本社)を有する者
資格等	ア 地域要件アに該当する者については、高知市上下水道局の令和6・7年度建設工事一般競争(指名競争)入札参加資格において機械器具設置工事業の格付等級がA級の者。 イ 地域要件イに該当する者については、高知市上下水道局の令和6・7年度建設工事一般競争(指名競争)入札参加申請において、機械器具設置工事の申請がある者。
許可区分	特定又は一般
施工実績	高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定の外、次の要件を満たす工事の施工実績を有する者(※工事施工証明書等要) ア 地域要件アに該当する者については、下水道の終末処理場(下水道法第2条第6号に規定する施設)において、機械器具の新設又は更新する工事を元請又は一次下請で施工した実績を有する者。 イ 地域要件イに該当する者については、下水道の終末処理場(下水道法第2条第6号に規定する施設、日最大汚水処理量 3,000 m ³ /日・池以上)において、チェーンフライト式汚泥かき寄せ機又はメンブレン式散気装置を新設又は更新する工事を元請で施工した実績を有する者。
配置技術者	高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定の外、次の要件を満たす技術者を配置することができる者 ・建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者として従事するための資格要件を満たす者。なお、製作(手配)期間と据付工事期間は、別の技術者の申請も可とする。
手持工事	手持ち工事の状況による条件は設定しない

2 参加申請・入札日程等

参加申請の受付	入札に参加を希望する者は申請期間に一般競争入札参加資格確認申請書その他必要書類を提出することで参加意思を示すものとする。ただし、入札参加資格の審査は開札後、落札候補者のみ行うため、資格決定は行わない。 ※次の手続きによらない者は、失格とする。
---------	--

	申請期間	令和7年12月18日8時30分から同年12月25日17時15分まで（高知市の休日を定める条例（平成元年条例第21号）に規定する休日は除く。）
	提出書類	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） 2 企業の評価項目一覧表（様式4） 3 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式5）
	提出方法	申請期間に、PDF ファイル形式の電子ファイルを高知市上下水道局企画財務課電子メールアドレスへ送付すること。 電子メールアドレス kc-241100@city.kochi.lg.jp 電子メールによる提出後、必ず電話により受信確認をすること。
設計図書の閲覧	期 間	令和7年12月18日8時30分から入札書提出期限まで
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
電子データの閲覧	期 間	令和7年12月18日から令和8年1月16日まで
	場 所	高知市上下水道局企画財務課ホームページ
質疑の受付回答	受付期間	令和7年12月18日8時30分から同年12月26日17時15分まで
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
	提出方法	FAX又は持参によること（郵送は認めない） なお、提出に併せてEXCEL ファイル形式の電子ファイルを高知市上下水道局企画財務課電子メールアドレスへ送付すること。 電子メールアドレス kc-241100@city.kochi.lg.jp
	回答時期	令和8年1月8日
	回答方法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市上下水道局3階企画財務課において閲覧に付するとともに、高知市上下水道局企画財務課ホームページに掲載する。
入札方法等	本工事は高知市上下水道局電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。	
	提出書類	1 入札書（電子入札システムにより入力） 2 工事費内訳書
	提出書類 受付期間	令和8年1月9日 8時00分から 令和8年1月14日 17時00分まで ※質疑回答を確認の上、提出すること。
開 札	開 札 予 定 日 時	令和8年1月15日 10時00分
	開 札 場 所	高知市上下水道局3階企画財務課

確認書類の提出	提出期限	提出を求められた日から起算して2日以内(閉庁日を除く)
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
	提出書類	入札資格要件確認書 開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。
	提出方法	持参、FAX又はメールによること(郵送は認めない。)
落札決定	確認書が提出された日から起算して2日以内(閉庁日を除く)に落札者を決定	
契約の保証	必要	
契約条項を示す場所	高知市上下水道局3階企画財務課	

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

本入札の総合評価落札方式は、提出された資料が要件を満たすものである場合は、標準点(100点)を与え、技術評価点等の内容に応じて加算点(最大22点)を加えたものを評価点とする。評価値の算出方法は、第4項第1号の規定による。

(2) 評価項目等

評価項目、評価基準及び配点については次に示すとおり。評価基準の取扱いについては、高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領に示すところによる。

ア 企業の評価

評価項目		基本配点	評価基準	加算点
企業の技術力	○同種工事(注1)の実績の有無 公告日の属する年度又はその前年度までの15か年度(平成22年度以降)において、元請けとして完成し引き渡した同種の公共工事の実績を評価する。ただし、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が15%以上の構成員として施工した工事に限るものとする。	2.0点	施工実績 2件以上	2.0点
			施工実績 2件未満	加算点なし
	○同一工種工事(注2)優良工事表彰の有無(令和4年度以降) 入札参加申請日現在において公告日の属する年度又はその前年度までの3か年度(令和4年度以降)における高知市、国土交通省又は高知県からの同一工種工事に係る優良建設工事施工者表彰の有無。共同企業体で表彰をうけた場合は、各構成員を同等に評価する。 国土交通省表彰は、局長表彰又は事務所長表彰を対象(表彰種別は問わない)とする。高知県	1.0点	表彰 有(高知市)	1.0点
			表彰 有(他機関)	0.5点

	表彰は、高知県知事賞、優良賞、土木事務所長表彰のうち所長賞又は所長賞と同等とされるものを対象とする（高知県土木部以外の高知県の出先機関が表彰を行う「所長賞」等）を含むが、「一工事賞」等その他の表彰は評価の対象としない。）		表彰 無	加算点なし
環境・労働福祉	○ISO等の取得状況 入札参加申請日現在有効な ISO14000 シリーズ又はエコアクション 21 の認証取得の有無	0.5 点	ISO14000 シリーズ又はエコアクション 21 のいずれかの認証取得済	0.5 点
			いずれも認証未取得	加算点なし
	○障害者雇用対策の実績 入札参加申請日現在において障害者の雇用率が法定雇用率を超える障害者の雇用の有無	0.5 点	雇用 有	0.5 点
			雇用 無	加算点なし
	○男女共同参画の推進に関する表彰又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等 入札参加申請日現在において、公告日の属する年度又はその前年度までの5か年度（令和2年度以降）における男女がともに輝く高知市男女共同参画条例に基づく表彰（市表彰）の有無、又は次世代育成支援対策推進法若しくは女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主に認定若しくは高知県ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度要綱に基づく認証の取得の有無	0.5 点	市表彰又は認定等の取得 有	0.5 点
			市表彰又は認定等の取得 無	加算点なし
	○法定外労働災害補償制度への加入状況 入札参加申請日現在において、公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会等の法定外労働災害補償制度への加入の有無	0.5 点	法定外労働災害補償制度への加入 有	0.5 点
			法定外労働災害補償制度への加入 無	加算点なし
災害時対応	○若手技術者・女性技術者の配置 ア又はイのどちらかに該当する場合に評価の対象とする。 ア 発注工事の配置技術者要件として求める資格を有し、かつ 41 歳未満（開札日を基準とする。以下同じ。）又は女性（年齢は問わない。以下同じ。）の技術職員を主任技術者又は監理技術者として配置する場合 イ 発注工種に係る建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当し、かつ 41 歳未満又は女性の技術職員を現場代理人として配置する場合 ※製作工事と据付工事を別の技術職員で配置を予定する場合は、それぞれに評価の対象となる技術職員を配置する場合に評価の対象とする。	0.5 点	41 歳未満又は女性の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 有	0.5 点
			41 歳未満又は女性の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 無	加算点なし
	○災害時の応急対策活動に関する協定の締結の有無 入札参加申請日現在における高知市若しくは高知県との協定で高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定を締結しているか否か。（団体で締結している場合の構成員を含む。）	0.5 点	防災協定を締結した団体の構成員等 有	0.5 点
			防災協定を締結した団体の構成員等 無	加算点なし

	○消防団協力事業所の認定 入札参加申請日現在における高知市消防団協力事業所の認定の有無。	0.5 点	消防団協力事業所の認定 有	0.5 点
			消防団協力事業所の認定 無	加算点なし
地域 貢献	○地域ボランティア活動の実績 公告日の属する年度の前年度に高知市の地域内における環境美化・防犯等の地域ボランティア活動の実績の有無	0.5 点	地域ボランティア活動3 回以上	0.5 点
			地域ボランティア活動2 回以下	加算点なし
法令 遵守	○独占禁止法違反等による指名停止の状況(公告日以前1 年間) 平成25 年4 月1 日以後に公告を行った一般競争入札又は指名競争入札において独占禁止法第3 条又は刑法第96条の6 の規定に違反する不正行為があったと認定され、本市から指名停止を受けた期間がある者に対して減点評価を行う。	－	指名停止 有	－1.0 点
			指名停止 無	加算点なし
合 計		7.0 点		

(注 1) 標準活性汚泥法の下水道の終末処理場(日最大汚水処理量 3,000 m³/日・池以上)において、チェーンフライント式汚泥かき寄せ機及びメンブレン式散気装置を新設又は更新する工事(元請に限る)。チェーンフライント式汚泥かき寄せ機及びメンブレン式散気装置を新設又は更新する工事は別工事可。

施工実績 2 件以上の数え方については、以下のとおり。

実績内容	評価基準	加算点
チェーンフライント式汚泥かき寄せ機及びメンブレン式散気装置を新設又は更新する工事 2 件以上	施工実績 2 件以上	2.0 点
チェーンフライント式汚泥かき寄せ機及びメンブレン式散気装置を新設又は更新する工事 1 件以上		
チェーンフライント式汚泥かき寄せ機を新設又は更新する工事 1 件以上		
メンブレン式散気装置を新設又は更新する工事 1 件以上		
チェーンフライント式汚泥かき寄せ機を新設又は更新する工事 2 件以上		
メンブレン式散気装置を新設又は更新する工事 2 件以上		

(注 2) 機械器具設置工事

イ 配置予定技術者の評価

評価項目	基本配点	評価基準	加算点
○同種工事(注 3)の実績の有無 公告日の属する年度又はその前年度までの 15 か年度(平成 22 年度以降)において、元請けとして完成し引き渡した同種の公共工事の実績を評価する。評価の対象は現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事とする(工期の途中で交代(変更)している場合は評価の対象とならないが、製作工事と据付工事における交代(変更)は可とする。)。ただし、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が 15%以上の構成員として施工した工事に限るものとする。	2.0 点	施工実績 2 件以上	2.0 点
		施工実績 2 件未満	加算点なし

○同一工種工事(注4)優良工事表彰(令和4年度以降) 入札参加申請日現在において公告日の属する年度又はその前年度までの3か年度(令和4年度以降)における高知市、国土交通省又は高知県からの <u>同一工種工事</u> に係る優良建設工事施工者表彰の有無。共同企業体で表彰をうけた場合は、各構成員を同等に評価する。 国土交通省表彰は、局長表彰又は事務所長表彰を対象(表彰種別は問わない)とする。高知県表彰は、高知県知事賞、優良賞、土木事務所長表彰のうち所長賞又は所長賞と同等とされるものを対象とする(高知県土木部以外の高知県の出先機関が表彰を行う「所長賞」等)を含むが、「一工事賞」等その他の表彰は評価の対象としない。)	1.0点	表彰 有(高知市)	1.0点
		表彰 有(他機関)	0.5点
		表彰 無	加算点なし
○継続教育学習制度(CPD(S))への取組(注5) (一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会、(公社)日本建築士会連合会、(一財)建設業振興基金、建築設備士関係団体CPD協議会、(公社)土木学会のいずれかの取得単位数とする。ただし、専門工事については、工事の特性に応じて他団体のCPDを追加できるものとし、各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体のみを対象とする。また、各団体の推奨単位数は、次のとおりとする。 ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会 20 ユニット/年 ⇒ 100 ユニット/5年間 ・(公社)日本技術士会 50CPD時間/年 ⇒ 250CPD時間/5年間 ・(公社)日本建築士会連合会、(一財)建設業振興基金 12 単位/年 ⇒ 60 単位/5年間 ・建築設備士関係団体CPD協議会 250 単位/5年間 ・(公社)土木学会 50 単位/年 ⇒ 250 単位/5年間	1.0点	推奨単位の10分の8以上	1.0点
		推奨単位の10分の3以上10分の8未満	0.5点
		推奨単位の10分の3未満	加算点なし
合 計	4.0点		

(注3) 標準活性汚泥法の下水道の終末処理場(日最大汚水処理量3,000 m³/日・池以上)において、チェーンフライト式汚泥かき寄せ機及びメンブレン式散気装置を新設又は更新する工事(元請に限る)。チェーンフライト式汚泥かき寄せ機及びメンブレン式散気装置を新設又は更新する工事は別工事可。

ただし、製作工事と据付工事を別の技術者で配置を予定する場合は、製作工事に配置予定の技術者は製作工事に従事した実績を、据付工事に配置予定の技術者は据付工事に従事した実績を評価の対象とする。

施工実績2件以上の数え方については、以下のとおり。

実績内容	評価基準	加算点
チェーンフライト式汚泥かき寄せ機及びメンブレン式散気装置を新設又は更新する工事 2件以上	施工実績2件以上	2.0点
チェーンフライト式汚泥かき寄せ機及びメンブレン式散気装置を新設又は更新する工事 1件以上		
チェーンフライト式汚泥かき寄せ機を新設又は更新する工事 1件以上		
メンブレン式散気装置を新設又は更新する工事 1件以上		
チェーンフライト式汚泥かき寄せ機を新設又は更新する工事 2件以上		
メンブレン式散気装置を新設又は更新する工事 2件以上		

(注4) 機械器具設置工事

(注5) 5年間の取得状況が評価の対象となります。挙証資料については、5年間の学習履歴の証明書(証明基準日は令和7年4月1日以降)を提出してください。

※工事内容に製作工事と据付工事が含まれている場合において、製作工事と据付工事を別の技術者で申請した場合の評価点は、製作工事に申請した技術者の内で最も低い点数の技術者の点数と据付工事に申請した技術者の内で最も低い点数の技術者をたし合わせて二分の一を掛けた点数とする。

ウ 施工体制の評価

施工体制の計画			
評価項目	評価基準	配点	その他
○品質確保の実効性	良	5.5点	・開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札に該当しなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」(満点)とする。
	可	2.2点	
	不可	0点	
○施工体制確保の確実性	良	5.5点	
	可	2.2点	
	不可	0点	
合計（良の場合）	11.0点		

※高知市上下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領(令和4年4月8日改正)により、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価し、その優劣を技術評価点に反映させる。なお、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価が「良」(満点)の場合に、技術評価点の満点相当を施工体制評価点として配点する。

(3) 評価対象者

各評価項目に係る評価対象者は次のとおり

	評価項目	評価対象者
企業の評価	同種工事の実績の有無	代表者
	同一工種工事優良工事表彰	代表者
	ISO 等の取得状況	構成員のいずれか 1 者
	障害者雇用対策の実績	構成員のいずれか 1 者
	男女共同参画の推進に関する表彰又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等	構成員のいずれか 1 者
	法定外労働災害補償制度への加入状況	構成員のいずれか 1 者
	若手技術者・女性技術者の配置	構成員のいずれか 1 者
	災害時の応急対策活動に関する協定の締結	構成員のいずれか 1 者
	消防団協力事業所の認定	構成員のいずれか 1 者
	地域ボランティア活動の実績	構成員のいずれか 1 者
	独占禁止法違反等による指名停止の状況	構成員すべて
技術者の評価	同種工事への従事実績の有無	代表者
	同一工種工事優良工事表彰	代表者
	継続教育学習制度（CPD(S)）への取組	代表者

(4) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は返却しないが、提出者に無断で他の用途には使用しない。
- ウ 提出期限を過ぎた後の申請書の訂正又は差し替えは認めない。

4 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、次の式によって算出する評価値の最も高い者とする。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \times 100,000,000$$
（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
- (2) 前号の評価値の算出は、次の要件をすべて満たす入札者数が 1 者以上の場合行う。
 - ア 有効な入札であること。
 - イ 入札金額が予定価格以下で失格基準価格以上であること。
- (3) 入札回数は 1 回とする。

5 支払条件

- (1) 本工事は令和 7 年度から令和 8 年度にわたる継続事業であり、それぞれの年度における出来高予定額に対する支払限度額以内の金額で支払いを行う。なお、各年度における出来高予定額が翌年度に繰越したときは、当該会計年度の支払限度額を翌会計年度末までに請求すること。

(2)前金払

前払金は、各会計年度出来高予定額の 10 分の 6（前金払 10 分の 4、中間前金払 10 分の 2）以内の額とし、その合計金額は契約金額の 10 分の 6（前金払 10 分の 4、中間前金払 10 分の 2）以内の額とする。低入札者と契約締結する場合は、高知市上下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領第 13 第 3 号の規定によるものとする。

6 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市上下水道局建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（令和 6 年 8 月 26 日改正）及び高知市上下水道局電子入札運用基準（令和 6 年 4 月 1 日改正）を遵守すること。
- (2) 入札参加手続きを行った者の間において、高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領第 4 項第 6 号又は第 7 号に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、同号に該当する事実が判明した場合は、その者の入札を失格とする。
- (3) 低入札価格調査における失格基準
低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。
 - ア 直接工事費 設計書における直接工事費の90%
 - イ 共通仮設費 設計書における共通仮設費の80%
 - ウ 現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額
設計書における現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額の80%
 - エ 一般管理費等 設計書における一般管理費等の30%
 - オ 機器費 設計書における機器費の81%
- (4) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格となる。
- (5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。
- (6) 落札決定から契約締結の日までの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。
 - ア 高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領第 4 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - オ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (7) 本工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (8) 落札者は、契約締結までに平成 23 年 12 月 26 日付け「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について（高知市上下水道局）」の中の誓約書（別記様式 1）を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (9) 落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (10) 受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払による何れかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
- (11) **本工事は、高知市上下水道局「週休 2 日制工事」実施要領における週休 2 日制工事（月単位）である。**

(12) その他の条件については、高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領に示すとおり。

7 担当部署

高知市上下水道局企画財務課契約担当

住所 高知市針木北一丁目 15 番 20 号（高知市上下水道局 3 階）

電話 088-821-9208 F A X 088-843-6523